

平成 30 年 12 月 27 日

市政記者各位

保健福祉局介護保険課

介護サービス事業所の指定取消処分等について

介護保険法に基づき、市内の介護サービス事業所の監査を行ったところ、4事業所で不正事案が認められたため、当該事業所に対して、本日付けで下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 不正事案の概要

- (1) 介護サービス九州株式会社が、「①つくしんぼのデイサービス箱崎」及び「②つくしんぼのデイサービス」において、看護職員の人員基準を満たしていない場合には、介護給付費等を減算して請求しなければならないが、これを行わず、満額で介護給付費等を請求、受領し、また、各種加算の要件を満たしていないにも関わらず、加算金を請求、受領したもの。また、「③つくしんぼのデイサービス原」において、事業所開設時の指定申請の際、指定を受けるために必要な職員数を充足しているかのような書類を提出し、指定を受けたもの。
- (2) ケアビジネスエイド株式会社が「④ケアプランセンター ケアエイド」において、ケアプランの実施状況に関する記録を作成していないなど適切な運営がなされていなかったにも関わらず、請求にあたって減算せずに満額の介護給付費等を請求し、受領したもの。

2 対象事業所及び行政処分等の内容

(1) 行政処分について

<処分年月日>平成 30 年 12 月 27 日(木)

事業所名・所在地	運営事業者	行政処分
①つくしんぼのデイサービス箱崎 (東区箱崎ふ頭三丁目 6 番 26 号)	介護サービス九州株式会社 (早良区西新七丁目 15 番 17 号) 代表取締役 渡辺 弘幸	指定取消
②つくしんぼのデイサービス (早良区城西二丁目 6 番 14 号)		
③つくしんぼのデイサービス原 (早良区原五丁目 22 番 30 号)		
④ケアプランセンター ケアエイド (東区香椎駅前二丁目 4 番 15 号)	ケアビジネスエイド株式会社 (早良区小田部一丁目 13 番 8 号) 代表取締役 前川 桂子	指定停止 3か月

(2) その他の措置

上記の行政処分以外に、運営基準違反によって、介護サービス九州株式会社の居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所の 3 つの事業所に対して改善勧告を、その他 4 事業所に対して文書指導を行った。また、同じく運営基準違反により、ケアビジネスエイド株式会社の 1 事業所に対して文書指導を行った。

3 不正受領額及び返還請求額

(1) 介護サービス九州株式会社

(単位：円)

	事業所名	不正期間	不正受領額	追加徴収金(※)	合計 (返還請求額)
①	つくしんぼの デイサービス箱崎	H25年9月 ～H30年7月	33,476,654	5,734,637	39,211,291
②	つくしんぼの デイサービス	H25年9月 ～H30年7月	32,853,056	6,189,080	39,042,136
③	つくしんぼの デイサービス原	H30年7月 ～H30年8月	2,754,862	998,674	3,753,536
廃止済	つくしんぼの デイサービス田村 ※H30.6.30廃止 全利用者を③へ移管	H25年9月 ～H30年6月	29,044,216	4,101,460	33,145,676
改善 勧告	居宅介護支援事業所	H25年9月 ～H30年7月	61,023,072		61,023,072
	福祉用具貸与事業所 特定福祉用具販売事業所	H25年9月 ～H30年7月	55,482,374		55,482,374
合計			214,634,234	17,023,851	231,658,085

(2) ケアビジネスエイド株式会社

(単位：円)

	事業所名	不正期間	不正受領額	追加徴収金(※)	合計 (返還請求額)
④	ケアプランセンター ケアエイド	H26年12月 ～ H30年7月	4,069,703	1,400,906	5,470,609

(※)追加徴収金・・・指定の取消し等を行った場合に返還金額に加算して支払わせることができるもの。

4 これまでの経緯（福岡市の対応）

日付	内容
平成30年 6月28日	「つくしんぼのデイサービス箱崎」において実地指導を実施。 不正請求の疑いが発覚。
8月16日	介護サービス九州(株)及び左記法人ケアビジネスエイド(株)の計13事業 所及び介護サービス九州(株)本社に一斉監査実施。
10月18日	介護サービス九州(株)及びケアビジネスエイド(株)に監査結果通知を交付。
11月20日	介護サービス九州(株)に返還請求通知を交付。
11月21日	ケアビジネスエイド(株)に返還請求通知を交付。
12月27日	介護サービス九州(株)及びケアビジネスエイド(株)に処分決定通知交付。

5 当該事業所の利用者への対応

処分対象事業所の利用者については、サービス利用が継続できるよう、事業者が他事業所への引継を順次進め、全利用者の引継が完了している。

6 再発防止策

- (1) 実地指導の実施体制や実施方法を見直し、指導を強化する。
(抜き打ちや、同一法人の複数事業所に対する同時の実地指導などを行う。)
- (2) 市内の全介護保険事業所に対して本事案に関する通知を本日付で発出し、早急に自主点検の実施を指導するとともに、法令遵守について再度周知徹底を図る。
- (3) 毎月開催する新規指定事業所向けの説明会において、本事案の概要を説明し、法令遵守について周知徹底を図る。
- (4) 毎年実施する集団指導において、本事案の概要を説明し、法令遵守について改めて指導を行う。

【問い合わせ先】

保健福祉局高齢社会部介護保険課

T E L 711-4227 (内線 2151) 石橋